

背景

気候変動等による農業生産への悪影響が顕在化する中、我が国の食料の安定供給を確保するためには、産官学の連携の下、**高温耐性・耐病性、多収性等の形質を有する重要品種**を育成・普及させることが急務

(本法と併せて、**種苗法の改正**により、重要品種を始め品種の**育成者権の保護を強化**)

高温による影響



(トマトの裂果)



(空になったコメ籾)

法律の概要

1. 重要品種育成事業

- ・ 国の基本方針に即して**産官学が重要品種の育成計画**を作成し、**農林水産大臣が認定** (第6条関係)
- ・ 重要品種の効率的な育成を図るため、**先端的な研究設備の利用等に係る特例**を措置 (第9条関係)
- ・ 育成された重要品種について、**品種登録出願を義務化** (第10条関係)

【認定のメリット措置】

- ① **(国) 農研機構の研究施設・設備の供用等** (農研機構法の特例)
- ② **品種登録出願料等の減免** (種苗法の特例)

2. 重要品種種苗生産事業活動

- ・ 国の**基本方針**を踏まえ、**都道府県**が、国と協議の上、**基本計画**を作成 (第12条関係)
- ・ 都道府県の基本計画に即し、**種苗生産者が生産計画**を作成し、**知事が認定** (第16条関係)
- ・ 重要品種の効率的な生産を図るため、**農地の利用調整等に係る特例**を措置 (第19条関係)

【認定のメリット措置】

- ① **種苗生産関係者**による**地域計画の協議の場への参加**の申出が可能 (農業経営基盤強化促進法の特例)
- ② 種苗生産者と周辺農業者で結んだ**栽培管理協定**の効力が協定農地の**継承者にも継続** (承継効・民法の特例)
- ③ 計画内の農地について、**農用地区域内農地への編入手続の簡素化** (農振法の特例) 等

国の基本方針※ (国が重要品種の育成・普及の旗振り役)

- ・ 育成・普及すべき重要品種 (高温耐性・耐病性・多収性等) の考え方
- ・ 品種育成・種苗生産の基本的な方向性 (ゲノム解析等の先端技術・実需者評価の活用、広域への普及)
- ・ 育成した重要品種に関する知的財産の保護 等 ※策定・変更時に食料・農業・農村政策審議会に意見聴取

認定 ↓ ↑ 申請

重要品種育成事業計画 (農研機構・都道府県・民間企業が 単独または共同で作成)

- ・ 育成する新品種の性質
- ・ 栽培予定地域
- ・ 目標普及面積
- ・ 実需者評価を導入する取組
- ・ 品種登録出願の時期 等

新品種の情報
国が都道府県に提供

同意 ↓ ↑ 協議

都道府県基本計画 (都道府県が作成)

- ・ 育成された重要品種の生産、普及方針
- ・ 種苗生産の実施区域 等

認定 ↓ ↑ 申請

重要品種種苗生産事業活動計画 (種苗生産者が単独又は共同で作成)

- ・ 生産量
- ・ 生産区域の規模、区域内の農地の集団化 等
- ※種苗生産者は、栽培管理協定を任意で作成

- ・ 農研機構の研究施設・設備の供用等が可 等

- ・ 品種登録出願の義務化
- ・ 品種登録出願料等の減免

- ① 農地の集団化を目指す地域計画の協議の場への参加の申出が可能
- ② 栽培管理協定の効力は継承者にも継続
- ③ 計画内の農用地区域外の農地の編入要請を可能とし、その際の編入手続を簡素化 等

施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

○重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（令和 8 年法律第 71 号）
（抜粋）

第二章 基本方針

第五条 農林水産大臣は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 重要品種の育成及びその種苗の生産の振興による重要品種の種苗の普及の意義に関する事項

二 重要品種育成事業の促進に関する次に掲げる事項

イ 重要品種育成事業の促進の意義及び目標

ロ 重要品種育成事業の実施に関する基本的な事項

ハ 重要品種育成事業に係る国、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。次条第一項において同じ。）の試験研究機関、大学、民間企業その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項

三 重要品種種苗生産事業活動の促進に関する次に掲げる事項

イ 重要品種種苗生産事業活動の促進の意義及び目標

ロ 重要品種種苗生産事業活動の実施に関する基本的な事項

ハ 重要品種種苗生産事業活動に係る国、地方公共団体、重要品種種苗生産事業活動を行う者その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項

四 第十二条第一項に規定する都道府県基本計画の作成に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進に関する重要事項

3 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

附 則

(施行のために必要な準備)

第二条 農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、この法律の施行前においても、関係行政機関の長に協議し、及び食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くことができる。

○食料・農業・農村政策審議会議事規則（平成 19 年 7 月 12 日食料・農業・農村政策審議会決定）（抜粋）

(小委員会)

第 9 条 部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。